食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の プログラム評価に関する指針

(平成 28 年 12 月 2日 研究·調査企画会議決定)

(最終改正:令和4年2月18日)

第1趣旨

この指針は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項第6号の規定に基づき食品安全委員会(以下「委員会」という。)が行う食品健康影響評価技術研究事業(以下「研究事業」という。)及び食品安全確保総合調査事業(以下「調査事業」という。)の効果的かつ効率的な実施を促進するため、これらの事業のプログラム評価(研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価をいう。以下「評価」という。)に必要な事項を定めるものとする。

第2 プログラム評価の実施方法

1 プログラム評価の考え方

評価に当たっては、研究事業及び調査事業の総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とする。併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上等、次につながる成果を幅広い視野から捉える。また、個別課題の成果に対して重複した評価が実施されることがないよう、事後評価及び追跡評価の結果の活用により、事業全体として効果的かつ効率的に評価する。

2 追跡評価の実施

研究事業及び調査事業の食品健康影響評価への活用状況等を把握するため、追跡 評価を1年ごとに実施する。

追跡評価は、別添1に定める基準に基づき、これに定める評価票を用いて実施する。 なお、追跡評価の結果は、事前・中間評価部会及び事後評価部会に報告する。

3 プログラム評価の実施

評価は5年ごとを目安に実施する。

評価は、別添2に定める基準に基づき、これに定める評価票を用いて実施する。

第3 プログラム評価結果の取扱い

評価の結果は、委員会に報告し、その後、各部会において制度の改善に反映させる等の活用を図るとともに、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報及び企業秘密、未発表の開発成果、その他の知的財産、国家の安全保障に関わる機密等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

附 則 (平成 28 年 12 月 2日 研究・調査企画会議決定) この決定は、平成 28 年 12 月 2日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 6日 研究・調査企画会議決定) この決定は、平成 29 年 12 月 6日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日 研究・調査企画会議決定) この決定は、令和4年2月18日から施行する。

評 価 基 準

研究事業又は調査事業の各課題の目的を踏まえ、それぞれの課題の活用事例が次の 又は のいずれの指標に該当するかを判断した上で、各事業の活用状況について評価する。

行政事業・社会への貢献

食品健康影響評価、リスクプロファイル、ファクトシート、ガイドライン、 リスクコミュニケーションへの利用等

研究成果発表会・専門調査会等での発表、専門調査会等の審議での参考資料、 論文化、書籍化、学会発表、リスクコミュニケーションへの利用、委員会にお ける他の研究・調査事業への利用、委員会における知見の集積等

注) は主要なアウトカム指標、 は副次的なアウトカム指標である。なお、活用された課題数・ 割合の評価に当たり、文献の検索・収集等を行う調査課題については、 に該当する活用事例が 生じない場合があることに留意するものとする。

評 価 票

研究・調査企画会議 構成員名

	例允 明直正自公俄 将次夹口
評価	S ・ A ・ B ・ C (いずれか一つに をつける)
コメント	

注)ア 評価の判定は、研究事業又は調査事業に対する総合的な評価として、以下の S、A、B、C の 4 段階とする。

S: 予想以上の成果をあげた。

A:概ね目標を達成した。

B: やや不十分であった。

C:目的の達成が不十分であった。

イ コメント欄には、事業全体又は各課題について、優れている点、問題点等を具体的に記入する。特に評価を「S」又は「C」とした場合は、必ずその理由を記述する。

別添2 プログラム評価基準及び評価票(第2の3関係)

評価項目	評価基準
必 要 性 (研究・調査制度 の意義)	行政的意義及び目的の妥当性等の観点から評価する。 1 科学的・技術的意義 (ガイドライン、評価の考え方、評価書の作成等のために必要か) 2 社会的・経済的意義 (食品健康影響評価の発展、新たな評価方法の開発、人材育成等に必要か) 3 国費を用いた制度としての意義 (国自らが取り組む必要があるか)
効 率 性 (研究・調査制度 運営方法の妥当 性)	制度運営方法の妥当性の観点から評価する。 1 研究課題及び調査課題の選定手続きの妥当性 2 研究課題及び調査課題の評価方法の妥当性 3 投入された資源(予算)の規模及び配分の妥当性
有 効 性 (研究・調査制度 の目標の達成度、 社会等に及ぼす 効果)	目標の達成度、社会・経済への貢献等の観点から評価する。 1 目標(「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(食品安全委員会決定)に対する実績の評価)の達成度 2 目標の今後の達成可能性 3 行政事業への貢献(食品健康影響評価等への貢献) 4 社会への波及効果 (レギュラトリーサイエンスへの貢献、人材育成等)

評 価 票

研究・調査企画会議 構成員名

評	価	項	目	評価 基準	判	定	総合 判定	- U - U - I		コ	メ	ン	۲		
			性	1	s•a•	b·c	s a b c								
	必	要		2	s•a•	b · c									
				3	s·a·	b · c									
			性	1	s·a·	. b • c	s a b c								
	効	率		2	s·a·	· b · c									
				3	s·a·	b · c									
		有 効	性	1	s•a•	b·c	s a b c								
	右			2	s•a•	b·c									
	'			3	s•a•	b·c									
				4	s•a•	b·c									
総	合	評	平 価-)			S	•	Α .	В		•	С			
(+	+							(いす	*れフ	かー:	こに	をつ	ける)
総合コメント															

注)ア 評価基準 ・ ・ の判定は、以下のとおりs・a・b・c の4段階とする。

s:非常に高い

a:高い

b: やや低い

c:低い

イ 総合評価の判定は、上記 ~ の観点を踏まえ、研究・調査制度の総合的な評価として、 以下の S、A、B、C の 4 段階とする。

S:研究・調査制度は予想以上の成果をあげた。

A:研究制度は概ね目標を達成した。

B:研究制度は目的の達成がやや不十分であった。

C:研究・調査制度は目的の達成が不十分であった。

ウ 総合評価のコメント欄には、制度全体の評価(特に、食品健康影響評価にどのような貢献ができるか)を具体的に記述する。各評価項目についてコメントがある場合には、コメント欄に記述する。特に判定を「S」又は「C」とした場合は、必ずその理由を記述する。